

様式 1 公表されるべき事項

自動車検査独立行政法人の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人は、自動車の保安基準適合性審査業務及び当該業務に附帯する業務を担っており、民間事業者で実施しない高度な業務(新規検査、構造等変更検査及び街頭検査に係る審査)を行うほか、検査基準である審査事務規程の策定及び解釈を行い、その内容にかかる民間事業者からの照会に対する回答を実施するなどの業務を行っている。その業務内容が国の検査・登録業務と密接に関連していることに鑑み、役員報酬水準について独立行政法人通則法第50条の2第3項の規定の趣旨を踏まえ、当法人の業務実績を考慮し、役員職責に応じて国の指定職の俸給水準を参考とした。

② 平成26年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤勉手当の額は、基礎額に、その者の勤務実績に応じ、理事長が定める割合を乗じ、かつ、在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成26年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額、期末手当及び勤勉手当から構成されている。月額については、自動車検査独立行政法人役員給与規程に則り、理事長の本給(984,000円)に地域手当(177,120円)及び通勤手当を加算して算出している。期末手当についても、役員給与規定に則り、役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額並びに俸給月額に100分の25の割合を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じ、かつ、在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。勤勉手当の額は、基礎額に、その者の勤務実績に応じ、理事長が定める割合を乗じ、かつ、在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
平成26年度では、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等を準拠し、期末手当支給率について0.15月分の引上げを実施した。

理事

役員報酬支給基準及び算出方法は法人の長に記載したものと同一。
理事の本給は、776,000円から834,000円の範囲内で理事長が決定する額、地域手当の額は、139,680円としている。
平成26年度では、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等を準拠し、期末手当支給率について0.15月分の引上げを実施した。

理事(非常勤)

役員報酬支給基準は役員給与規程に則り、非常勤役員手当の月額、245,200円のみとしている。

監事

役員報酬支給基準及び算出方法は法人の長に記載したものと同一。
監事の本給は、720,000円、地域手当の額は、129,600円としている。
平成26年度では、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等を準拠し、期末手当支給率について0.15月分の引上げを実施した。

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は役員給与規程に則り、非常勤役員手当の月額、245,200円のみとしている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成26年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	19,560	11,808	5,082	2,125 (地域手当) 545 (通勤手当)			
A理事	16,212	10,008	4,307	1,801 (地域手当) 96 (通勤手当)			
B理事	4,897	2,502	1,945	450 (地域手当) 0 (通勤手当)		H26.6.30	◇
C理事	4,928	2,502	1,945	450 (地域手当) 31 (通勤手当)		H26.6.30	◇
D理事	10,561	6,984	2,198	1,257 (地域手当) 122 (通勤手当)	H26.7.1		◇
E理事	10,817	6,984	2,198	1,257 (地域手当) 378 (通勤手当)	H26.7.1		◇
F理事 (非常勤)	2,207	2,207		()	H26.7.1		
A監事	4,228	2,160	1,679	389 (地域手当) 0 (通勤手当)		H26.6.30	※
B監事	9,412	6,480	1,742	1,166 (地域手当) 24 (通勤手当)	H26.7.1		※
C監事 (非常勤)	2,942	2,942		()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「**」、該当がない場合は空欄

注3:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

理事長は、法人の代表として、その業務を総理し、法人経営に関する最終的な責任と権限を有するものであるが、当法人は、そのリーダーシップの下、自動車の保安基準適合性審査業務及び当該業務に附帯する業務を担っており、平成25年度の業務実績に関する評価において中期目標達成に向けて順調に進んでいるとの評価(ほとんどの項目においてA以上の評価)も得ている。また、その報酬水準については、国家公務員の指定職俸給表に準拠して定めているとともに「平成26年度人事院勧告資料(平成26年8月)4役員報酬関係」による民間企業の役員報酬と比較して概ね同水準以下であることから妥当なものと認められる。

・本府省局長年間報酬額は17,472,000円

理事

理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐し、自動車の保安基準適合性審査業務及び当該業務に附帯する業務を分担し、その所管事項に関して職員を指揮監督しており、リーダーシップの下、自動車の保安基準適合性審査業務及び当該業務に附帯する業務を担っており、平成25年度の業務実績に関する評価において中期目標達成に向けて順調に進んでいるとの評価(ほとんどの項目においてA以上の評価)も得ている。理事の報酬については、理事長の報酬額と比較考慮したうえで決定されており、その報酬水準は妥当なものと認められる。

理事(非常勤)

理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐し、自動車の保安基準適合性審査業務及び当該業務に附帯する業務を分担し、その所管事項に関して職員を指揮監督しており、リーダーシップの下、自動車の保安基準適合性審査業務及び当該業務に附帯する業務を担っている。理事の報酬については、理事長の報酬額と比較考慮したうえで決定されており、その報酬水準は妥当なものと認められる。

監事

監事は、当法人の業務運営の適正及び効率性並びに会計経理の適正の確保のため、監査を行い、平成25年度の業務実績に関する評価において中期目標達成に向けて順調に進んでいるとの評価(ほとんどの項目においてA以上の評価)も得ている。監事の報酬については、理事長の報酬額と比較考慮したうえで決定されており、その報酬水準は妥当なものと認められる。

監事(非常勤)

監事は、当法人の業務運営の適正及び効率性並びに会計経理の適正の確保のため、監査を行っている。監事の報酬については、理事長の報酬額と比較考慮したうえで決定されており、その報酬水準は妥当なものと認められる。

【主務大臣の検証結果】

当該法人は、自動車の検査に関する事務のうち、自動車が道路運送車両法第46条に規定する保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境保全を図ることを目的としており、その業務内容に鑑みれば、I-1-①に示す国家公務員の給与及び民間企業の報酬基準を参考としつつ、法人の業務の実績を考慮して設定するという役員報酬水準の設定の考え方は妥当である。I-2の報酬実績は、報酬水準の設定の考え方に即しており、平成25年度業務実績評価結果を鑑みても、法人の検証結果は適当であると考えられる。

4 役員退職手当の支給状況(平成26年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当なし					
理事	該当なし					
監事	5,962	6		H26.6.30	1.0(仮)	※

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注:監事の支給額は、業績勘案率が決定されていないため、「暫定的な業績勘案率(1.0)」により算出している。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当なし
理事	該当なし
監事	在職期間中は、監事として当法人の業務運営の適正及び効率性並びに会計経理の適正な確保のため貢献しており、また、平成25年度の業務実績評価において中期目標達成に向けて順調に進んでいるとの評価(ほとんどの項目においてA以上の評価)も得ているため、業績勘案率は「1.0」(仮)となった。 退職手当の額の算出については、自動車検査独立行政法人役員退職支給規定に則り、在職期間1月につき、俸給月額に100分の10.875の割合を乗じて得た額に、独立行政法人の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額としている。

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

勤勉手当の額は、基礎額に、その者の勤務実績に応じ、理事長が定める割合を乗じ、かつ、在職期間に応じた割合を乗じて得た額としており、今後も引き続き実施していく。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人は、自動車の保安基準適合性審査業務及び当該業務に付随する業務を担っており、民間事業者で実施しない高度な業務(新規検査、構造等変更検査及び街頭検査に係る審査)を行うほか、検査基準である審査事務規程の策定及び解釈を行い、その内容にかかる民間事業者からの照会に対する回答を実施するなどの業務を行っている。その業務内容が国の検査・登録業務と密接に関連していることに鑑み、職員給与水準について独立行政法人通則法第50条の10第3項の規定の趣旨を踏まえ、当法人の業務実績を考慮し、国家公務員の給与水準を参考とした。

・国家公務員・・・平成26年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額が409,562円、平均年間給与は6,618,000円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

昇給、勤勉手当の支給に際して、職員の勤務実績を考慮することとしており、引き続き実施していく。

③ 給与制度の内容及び平成26年度における主な改定内容

自動車検査独立行政法人職員給与規程に則り、俸給及び諸手当(扶養手当、地域手当、広域異動手当、管理職手当、本部業務調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、宿直手当、寒冷地手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職特別勤務手当、期末手当、勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(俸給+扶養手当+地域手当+広域異動手当)に管理加算額及び職務加算額を加算し、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては、100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給+地域手当+広域異動手当)に管理加算額及び職務加算額を加算し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じ、別に定める勤務成績に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成26年度では、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等を踏まえ、①俸給表を平均0.3%引き上げ、②自動車等を使用する通勤手当について手当額を改定、③勤勉手当の支給率について0.15月分の引き上げを実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

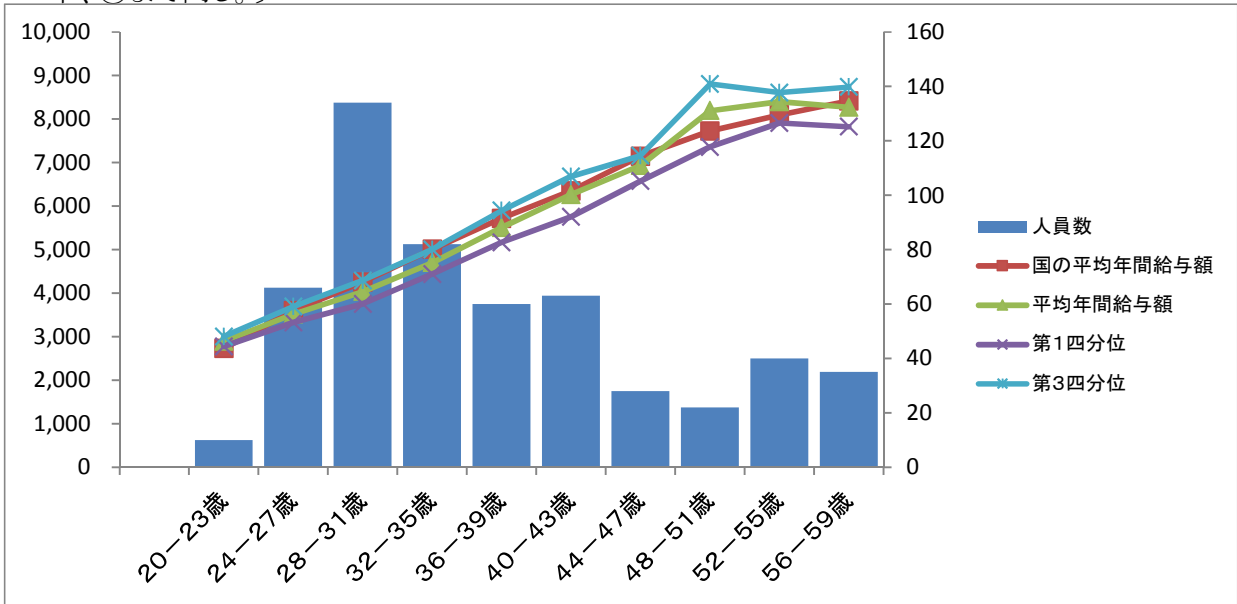
区分	人員	平均年齢	平成26年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 540	歳 37.5	千円 5,560	千円 4,208	千円 167	千円 1,352
事務・技術	人 540	歳 37.5	千円 5,560	千円 4,208	千円 167	千円 1,352
非常勤職員	人 41	歳 52.3	千円 3,104	千円 2,542	千円 123	千円 562
事務・技術	人 41	歳 52.3	千円 3,104	千円 2,542	千円 123	千円 562

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:区分のうち、在外職員、任期付職員及び再任用職員については該当者がいないため省略。

注:常勤職員及び非常勤職員の職種のうち、研究職種、医療職種、教育職種については該当者がいないため省略。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
本部部長	2	-	12,654	-
本部課長	5	54.5	9,885	10,376～9,441
本部課長補佐	5	46.9	8,313	9,047～7,375
本部係長	10	35.6	5,762	7,190～4,593
地方課長	6	53.3	7,971	9,001～7,361
地方課長補佐	2	-	6,602	-
地方係長	5	35.5	5,087	6,288～4,230
地方係員	94	27.2	3,547	4,825～2,701
地方機関部長	3	-	8,914	-
地方機関所長・課長	56	55.1	8,385	9,330～6,887
上席・主席自動車監査官	120	44.1	6,444	4,483～5,967
自動車検査官	232	32.7	4,521	6,993～3,437

注1:本部部長、地方機関部長、地方課長補佐の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の平均のみ記載している。

④ 賞与(平成26年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 61.3	% 62.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.2	% 38.7	% 37.6
	最高～最低	% 48.2～33.4	% 51.4～33.8	% 48.7～34.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 62.4	% 63.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 37.6	% 36.9
	最高～最低	% 41.7～31.3	% 42.8～31.1	% 40.4～32.3

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 97.8 ・年齢・地域勘案 102.0 ・年齢・学歴勘案 99.6 ・年齢・地域・学歴勘案 103.0
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>当法人の俸給、諸手当等の給与体系は国家公務員と同等である。 地域・学歴を勘案した場合に国の水準と誤差が生じる要因としては、人事異動による異動保障(地域手当)の支給額が多かったことによるものである。 ※国の異動保障受給者の割合:14.5%(平成26年度) 自動車検査法人の異動保障受給者の割合:34.6%(平成26年度)</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果) 【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 26.2%】 (国からの財政支出額 3,257百万円、支出予算の総額12,411百万円:平成26年度予算) 【累積欠損額 0円(平成25年度決算)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 37.6%】 (支出総額 12,307百万円、給与・報酬等支給総額 4,626百万円:平成25年度決算) 【管理職の割合 15.8%(常勤職員数808中128名)】(平成27年3月現在) 【大卒以上の高学歴者の割合 34.7%(常勤職員数808名中281名)】(平成27年3月現在)</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 当法人は、自動車の保安基準適合性審査業務及び当該業務に付帯する業務を担っており、民間事業者で実施しない高度な業務(新規検査、構造等変更検査及び街頭検査)を行うほか、検査基準である審査事務規程の策定及び解釈を行い、その内容にかかる民間事業者からの照会に対する回答を実施するなどの業務を行っている。その報酬水準についてはⅡ-1-①に記載したとおり、国家公務員の給与水準を考慮しているが、2の結果は①の考え方を踏まえて国家公務員の給与水準に則した給与実績となっており妥当である。 (主務大臣の検証結果) 当該法人は、自動車の検査に関する事務のうち、自動車が道路運送車両法第四十六条に規定する保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境保全を図ることを目的としており、その業務内容に鑑みれば、Ⅱ-1-①に示す給与水準を国家公務員の水準を参考として設定するとする考え方は妥当である。 Ⅱ-2の給与実績はⅡ-1-①の給与水準の設定の考え方に則していると言えることから、法人の検証結果は妥当であると考え。</p>
講ずる措置	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。

4 モデル給与

<ul style="list-style-type: none"> ・22歳(大学初任給、独身) 月額 175,800円 年間給与額 2,815,620円 ・35歳(本部係長、配偶者・子1人) 月額 352,838円 年間給与額 5,667,506円 ・45歳(本部課長補佐 配偶者・子2人) 月額 509,754円 年間給与額 7,356,991円
--

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

昇給、勤勉手当の支給に際して、職員の勤務実績を考慮することとしており、引き続き実施していく。
--

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,995,012	千円 4,631,568	千円 4,625,506	千円 4,961,496
退職手当支給額 (B)	千円 553,583	千円 204,052	千円 382,675	千円 285,153
非常勤役員等給与 (C)	千円 439,689	千円 542,429	千円 562,305	千円 582,038
福利厚生費 (D)	千円 720,446	千円 690,694	千円 728,354	千円 770,232
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,708,730	千円 6,068,743	千円 6,298,840	千円 6,598,919

注：中期目標管理法人及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

- 1) 給与、報酬等支給総額の対前年度比 7.3%
- 2) 最広義人件費の対前年度比 4.8%
- 3) 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に準じ平成25年3月から以下の措置を講じている。

【職員について】

- ・調整率を100分の87に改正
(経過措置：平成25年3月7日～9月30日までの調整率 100分の98、
平成25年10月1日～平成26年6月30日までの調整率 100分の92、
平成26年7月1日～ 調整率 100分の87)

【役員について】

- ・調整率を新設(100分の87)
(経過措置：平成25年3月7日～9月30日までの調整率 100分の98、
平成25年10月1日～平成26年6月30日までの調整率 100分の92、
平成26年7月1日～ 調整率 100分の87)

Ⅳ その他

特になし。